

確認書（後見人等候補者用）

成年後見人（保佐人，補助人）になる方には，本人のために適正な後見等事務を行っていただくために，下記の確認事項を約束していただいています。異存がなければ，この書面に署名押印して申立書類と一緒に提出してください。

確 認 事 項

- 1 本人のために誠実に後見等の事務を行い，自己の利益を図るなど不適正な行為は絶対に行わないこと。
- 2 後見等の事務が適正に行われていても，裁判所が必要と判断した場合には，成年後見監督人（保佐監督人，補助監督人）を選任する場合があること。
- 3 監督人が選任された場合には，後見等の事務を遂行するに当たっては監督人の指示に従い，監督人から求められた場合には，財産状況等の報告書を提出すること。
- 4 家庭裁判所が監督人に対して報酬の付与の審判をした場合には，本人の財産の中からその報酬額を監督人に支払うこと。
- 5 後見等の事務が適正に行われていても，家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を相当と判断した場合には，家庭裁判所の指示に従うこと。
- 6 後見等の事務が適正に行われていても，後見人（保佐人，補助人）が高齢となった場合等には，後任の後見人等に交代していただく場合があること。
- 7 その他，家庭裁判所からの指示事項を遵守すること。

上記1から7までをすべて確認しましたが，その内容に異存はありません。

平成 年 月 日

成年後見人（保佐人，補助人）候補者 _____ (印)

【補足説明】

成年後見人（保佐人，補助人）は，本人の身上監護と財産管理についての職務を行っていくこととなります。この成年後見人等が行う職務（これを「後見等事務」といいます。）に関しては，成年後見監督人（保佐監督人，補助監督人）又は家庭裁判所から事務の報告や財産目録の提出を求められたり，本人の財産状況を調査したりするなどの監督を受けることとなります。後見等事務の監督は，家庭裁判所が選任した監督人が行う場合と家庭裁判所が直接に行う場合の二つの方式があります。どちらの方式によるかは，家庭裁判所が事案ごとに決めることとなります。